

新たに共済組合員となる方へ

公立学校共済組合について

公立学校共済組合神奈川支部

公立学校の教職員の皆様は、法令（地方公務員等共済組合法第 39 条）に基づき、教職員として採用された日から公立学校共済組合の組合員となります。（資格取得の手續等については、所属の事務の方にお問合せください。）
公立学校共済組合神奈川支部では、次の事業を行っています。

- 1 健康保険（短期給付）
- 2 年 金（長期給付）
- 3 福祉事業（各種レクリエーション等）
- 4 保養所の運営（箱根保養所「ひめしゃら」休館中（R2.12月～））

公立学校共済組合の給付及び福祉事業

短期給付（健康保険）

組合員やその被扶養者の病気、負傷、出産、休業、災害などに関して給付金を支給します。

長期給付（年金）

組合員の退職後や障害または死亡に関して、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の給付を行います。

福祉事業

組合員の福祉、健康の保持増進や日常経済生活を支援するための事業です。

- ・福利厚生事業：スポーツ・レジャー施設の割引や利用補助（レク冊子等）
- ・貸付事業：住宅、教育、結婚などで資金を必要とする際の融資
- ・健診等事業：特定健康診査や各種人間ドック、メンタルヘルス対策などを実施
- ・宿泊事業：保養所「ひめしゃら」を運営

※ 掛金について

- 共済組合の行う事業の主な財源は、組合員から徴収する掛金等と、使用者である地方公共団体等が納付する負担金からなっています。
- 掛金は、組合員の資格を有する期間（資格取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月まで）毎月給与から控除されます。（地方公務員法等共済組合法第 114 条・115 条）
- 掛金は、短期給付事業及び福祉事業の財源として短期掛金が徴収され、長期給付事業（厚生年金等）の財源として長期掛金が徴収されます。また、40 歳以上の組合員については、介護掛金が徴収されます。

公立学校共済組合神奈川支部で行っている様々な事業につきましては、神奈川支部のホームページをご覧ください。お問合せ先までご連絡ください。

公立学校共済組合神奈川支部ホームページ

<https://www.kouritu.or.jp/kanagawa>



神奈川支部の事務所は、神奈川県教育委員会厚生課内にあります。

住所：〒231-8309 横浜市中区日本大通5-1 神奈川県教育委員会厚生課内

お問合せ先

グループ	事業内容	電話番号 県庁代表(045-210-1111)
共済経理 グループ	掛金等・負担金、アイリスプラン、福祉保険制度、広報誌の発行、共済事業研修会・新規採用事務職員研修会	直通電話:045-210-8165 (内線:8165、8166、8167)
	貸付業務:一般・住宅・教育・医療・結婚・葬祭・高額医療・出産に係る貸付、償還	直通電話:045-210-8176 (内線:8176、8177)
健康福利 グループ	特定健康診査等事業、教職員人間ドック等事業、ストレスチェック事業、健康相談事業、メンタルヘルス関連事業	直通電話:045-210-8168 (内線:8168、8170、8171)
	ライフプラン事業、アウトソーシング事業(えらべる倶楽部[(株)JTBベネフィット])、施設利用補助(レクリエーション・ガイド)等	
給付 グループ	組合員資格の取得・喪失、組合員証等の交付、被扶養者の認定・取消、保健給付、災害給付、休業給付、附加給付の支給 国民年金第3号被保険者の資格関係届出、限度額適用認定証	直通電話:045-210-8179 (内線:8179、8180、8181、8182)
年金 グループ	年金事務(老齢・障害・遺族)、3歳未満の子を養育する組合員の特例	直通電話:045-210-8183 (内線:8183、8184、8185)
共済相談 コーナー	年金など共済組合に関する相談	直通電話:045-641-7712